

あすか野自治会館・集会所 使用規則

第1条 あすか野自治会館・集会所（以下施設という）は、あすか野自治会（以下自治会という）の主催する行事、会議等（以下公用という）並びに自治会会員（以下会員という）の相互の交流、サークルの会合、葬祭、その他会員の生活、文化、健康の向上に役立つ催物、会合に使用するものとする。但し、次のような場合の使用は認められない。

- (1) 公序良俗に反する場合
- (2) 営利使用

第2条 施設は所定の申し込みをした後使用することができる。使用についての優先順位は次の通りとする。

- (1) 公用
- (2) 会員使用

第3条 施設の使用責任者は原則として会員であること。

第4条 緊急を要する使用の必要が生じた場合、自治会は優先使用を認めることができる。

第5条 施設の使用にあたって使用承認条件に違反した場合、自治会は使用を中止させることができる。

第6条 第4条における緊急使用により予定されていた使用者に損害が生じた場合及び第5条における使用中止のために使用者に損害が生じた場合、自治会はそれに対して責任を負わない。

第7条 施設は公共の精神に則り、良識ある配慮のもとに使用すること。万一施設の建物、備品等に損傷を与えた場合、使用者は直ちに自治会に届け出ること。その場合使用者は原状の回復あるいは損害賠償をする責任を負う。

第8条 施設の使用中の事故及び第三者に対する人身事故並びに物件事務については、使用者が適宜処置すること。自治会はそれに対して責任を負わない。

第9条 施設の使用は原則として9時より21時までとし、連続2日を限度とする。

第10条 施設の使用は公用については無料とする。但し、役員会が特別に認めた場合は公用でない場合でも無料とすることがある。その他の場合は有料とする。

第11条 施設の使用方法、使用料金等は使用細則で定める。

平成21年9月13日改正
(自治会館・集会所使用細則を統合)

使用細則

第1条 この使用細則（以下細則という）はあすか野自治会館・集会所使用規則（以下規則という）第11条により定める。細則における用語は規則に準ずる。

第2条 規則及び細則に関する判断は自治会事務局において行なう。

第3条 施設の使用にあたっては規則を遵守すること。

第4条 施設の使用を希望する場合、使用責任者は自治会事務局（以下事務局という）の業務時間中に事務局において所定の使用申込書を受け取り、必要事項を記入の上提出し、使用承認書を受け取ること。

第5条 施設の使用申し込みは原則として使用希望日の前月より受け付ける。使用申し込みの取り消しは使用予定日の2日前までに申し出ること。但し、公用並びに特別の催しで、役員会が認めたものは1ヶ月前でも申し込むことができる。（申し出は要望書による）

第6条 使用責任者は原則として、当日（当日が休日の場合は直前の平日）に事務局で使用承認書と引き換えに鍵を受け取り、使用終了後速やかに返却すること。但し緊急を要する場合は自治会に申し出ること。万一、鍵を紛失した時は実費（スペアキー代も含む）を弁償する。

第7条 施設使用にあたって使用責任者は内外の異常の有無を点検し、異常を発見した場合には直ちに自治会に報告すること。

第8条 施設の使用者は使用終了後よく清掃した上、備品、什器類の点検、電気、ガス、水道の後始末、戸締り等を厳重に行なうこと。飲食に使用した食器、空瓶、空缶等の後始末はその日のうちに行なうこと。ごみ等は持ち帰ること。

第9条 使用責任者は使用権を他人に譲渡できない。

第10条 使用者は来館にあたって自動車の使用は極力避け、やむおえない場合でも近隣に駐車

しないこと。

第11条 規則第11条により、公用以外の使用に対して別表の料金を徴収する。

第12条 葬儀で集会所を使用する場合
使用責任者は午前9時から午後3時までの間は自治会館事務室に届け、所定の手続きを経て鍵を借り、終了後は速やかに鍵を返却する。前記時間以外及び事務室が休業のときは、地区長、地区長不在の時は会長もしくは鍵を所持する役員に連絡して鍵を借りる。鍵を返却する場合も同様とする。集会所の使用に際して使用規則並びに使用細則（6条から8条）を守り、使用後は「集会所使用後の点検表」に必要事項を記入して提出する。
なお、集会所使用にあたっては深夜の騒音、集会所周辺の駐車場等近隣住民に迷惑をか

けないよう十分配慮しなければならない。葬儀で集会所の使用申し込みがあった場合、事務室（事務室が休業のときは地区長）は集会所使用予定表に記載されているサークルの責任者に葬儀が行われるため使用できない旨を説明し、適宜代替日の調整を行う。

第13条 本規則、細則は役員会の承認を得て改廃することができる。

付 則 この規則及び細則は昭和59年5月1日からの使用に対し適用する。

平成13年6月9日改正（第12条追加）

平成18年6月1日改正

平成21年9月13日改正（自治会館・集会所使用細則を統合）

平成21年10月11日改正

平成27年10月4日改正（葬儀で集会所を使用する場合を追加）

自治会館及び集会所使用料金

- (イ) 朝、昼、夜の各時間帯について下記の通り料金を設定し、時間帯をまたがって使用する場合は、各料金の合計額とする。
- (ロ) 自治会館和室は2部屋を1単位とする。
- (ハ) 全館及び複数室を使用する場合は、それぞれの料金の合計額とする。
- (ニ) 葬祭料金は会員全館料金の2日分に深夜料金に見合う額として、自治会館は1,000円を、集会所は500円を加えた額とする。

自治会館使用料金

時間帯	9-12:30時	13-17時	17:30-21時	9-21時(全日)
2階 和室	400円	600円	800円	1,800円
2階 洋室	600円	800円	1,000円	2,400円
1階 洋室	700円	900円	1,100円	2,700円
全 館	1,700円	2,300円	2,900円	6,900円

集会所使用料金

時間帯	9-12:30時	13-17時	17:30-21時	9-21時(全日)
和 室	200円	300円	400円	900円
洋 室	300円	450円	600円	1,350円
全 館	500円	750円	1,000円	2,250円

(葬祭料金5,000円)

(平成17年4月1日改正)

(平成18年6月1日改正)

(平成21年8月1日改正)